

## 令和6年度 第2回松戸市地域自立支援協議会 議事録

日時：令和7年1月30日（木） 午後2時～午後4時

会場：松戸市役所新館7階大会議室

事務局

それでは定刻より少し早いですが、委員の皆様が揃いましたので、令和6年度 第2回松戸市地域自立支援協議会を開催いたします。

なお、本日の会議は、千葉県相談支援従事者現任研修の現地研修の一環として、受講者が見学にみえられておりますことを、あらかじめお伝えいたします。

それでは会に先立ちまして福祉長寿部長より、ご挨拶申し上げます。

### 1 部長挨拶

松本部長

皆さん、こんにちは。福祉長寿部の松本です。本日もお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。既に、様々な場でご挨拶させていただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、本年も改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の協議会におきましては、各部会に諮問させていただいた内容について、調査結果をご報告いただく予定となっております。相談支援、就労支援、障害児の切り口からとなっております、その中のごく一部でありますけれど、就労の関係につきましましてはちょうど昨年末に、厚生労働省で全国的な障害者の雇用状況の数値が出ていまして、昨年4月から法定雇用率そのものが上がったということもあるのかなと思ひますけれども、雇用者数や雇用率ともに過去最高となったというような結果が出ておりました。地道な対応が必要になってくるものとは思ひますけれども、いわゆる企業の方々、また社会全体で、そういった意識が変わっていくことに寄与できればと思ひている次第でございます。

本日またご議論、ご協議いただいた内容をもとに、建議として今後まとめていただくという形になろうかと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

続きまして、本日の会議が初出席となる委員の方がいらっしゃいますので、自己紹介をお願いできればと思ひます。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員

社会福祉法人彩会 喜楽家、第2喜楽家で管理者をさせていただいています、田村と申します。よろしくお願ひいたします。

私が松戸で勤務し始めたのが、柏の同法人から異動してきたのが2010年になるので15年、松戸市のほうで勤務させていただいています。その間、利用者の方のご高齢化に伴ってグループホームをつくったり、あとは65歳、介護保険の適応になる方が一人、二人、三人と出てきたりということでご高齢の方への対応と、あとは胃ろうの方もここ数年増えてきていて、医療的ケアの対応というところも法人として、事業所として課題になっているなどというふうに、ひしひしと感じているところです。

まだまだ経験が足りないところもたくさんあるので、この会を通してたくさん勉強させていただいて、今後、少しでもお役に立てればと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

## 事務局

ありがとうございました。それではここで、本日の資料を確認いたします。

まず、事前に送付した資料を申し上げます。「会議次第」、資料1「令和6年度松戸市自立支援協議会指定事項調査部会報告書」、資料2「松戸市地域生活支援拠点における拠点コーディネーターの配置について」、資料3-1「株式会社恵の運営する障害者グループホーム等の一括承継について」、資料3-2「障害福祉サービス事業者への行政処分について」。次に、席上に当日追加資料として事前質問表を配布しております。資料に不足のある方はお申し出ください。よろしいでしょうか。

それではここで、会議の成立について報告いたします。本日は委員の欠席はなく、委員総数の過半数を超える出席をいただいておりますことから、松戸市地域自立支援協議会条例第7条第2項の規定により、本会議は成立することを報告いたします。

それではここからは、条例第7条第1項の規定に基づき、会長が議長となり、議事進行をお願いしたいと思います。今成会長、よろしく願いいたします。

## 今成会長

はい、よろしく願いいたします。ではこれより、私が議事を進行してまいります。

まず、本協議会の公開につきましては、松戸市情報公開条例第32条に基づき、公開を原則としております。議事録につきましては、発言内容を要約の上、行政資料センター及び松戸市公式ホームページで公開いたしますことをご承知おきください。なお、会議内容は議事録作成のため録音させていただきますので、ご了承のほどよろしく願いいたします。また本日、7名の傍聴の申し出がありましたので、これを許可いたします。どうぞご入室ください。

(傍聴者入室)

## 2 議題 (1) 指定事項調査部会報告書について

今成会長

はい。それでは次第に沿って議事を進めてまいります。まず、議題1「指定事項調査部会報告書について」を議題といたします。指定事項調査部会から、ご報告をお願いできますでしょうか。

早坂委員

指定事項調査部会長の早坂でございます。事前にお配りしている、資料1「指定事項調査部会報告書」をご用意ください。

報告書2ページに活動内容をお示ししていますが、指定事項調査部会におきましては、松戸市長から諮問のあった調査審議事項について、松戸市障害福祉のあり方検討会専門部会に調査依頼し、提出のあった報告書内容に基づいて、本会の中で検討を進めてまいりました。あり方検討会から提出のあった報告書は3ページ以降にまとめておりますので、こちらに沿って、各担当より後ほど説明をさせていただきます。また3つの部会から報告書をいただいているのですが、内容も多岐に及ぶことから各部会の報告書ごとに質疑応答の時間を設けたいと考えておりますが、今成議長、よろしいでしょうか。

今成会長

はい。許可いたします。

早坂委員

ご承認いただきまして、ありがとうございます。

それでは松戸市障害福祉のあり方検討会相談支援部会からの活動内容について、大友委員からご説明をお願いいたします。

大友委員

社会福祉法人まつど育成会、相談支援事業所カーラの大友と申します。本日は、よろしく申し上げます。

あり方検討会相談支援部会から報告させていただきます。調査事項としては、相談支援体制の連携強化及び計画相談の質の向上ということです。活動項目は4つで、1つずつお伝えさせていただきます。

まず1番目、相談支援事業の経営基盤の強化というところで、現状は事業経営がままならず、休止や廃止をしてしまう事例が発生しており、相談支援の担い手が少なく、セルフプラン率が高いというところです。今、28事業所ありますけれども、5事業所は休止中。これは経営難というところの調査が上がっています。この中でも去年、松

戸市が調査してくださったところでも黒字と答えたところが0件。大幅な赤字が19件という調査結果も出ています。

また、障害児の相談員が見つからないというのもあり、障害児の計画策定率が30%代。全体でも60~70%というところになっているというところでは。

その下、相談支援専門員の日々の課題ですね。相談支援専門員が日々の支援に追われ、加算等に関する報酬改定を理解していないことが多い。サービス報酬の金額が低い。相談支援専門員の事務負担が多く、業務の足かせとなっているというところでは。こういう状況の中で、相談支援に対しては様々な加算が設定されていて、それを取っていかないとなかなか収入が上がらないという実態もあるので、1つは相談支援アドバイザーを招いて、今年度の報酬改定等に関する研修を行いました。県のアドバイザー、医療的ケアの法人さん、りべるたすの伊藤さんをお招きして、研修を行いました。

他にも相談支援事業所に対する補助金について、算定方法等の制度設計について意見を出し合う、モニタリング報告書等の提出書類にかかわる相談支援専門員の事務負担軽減についての検討等を行ってきました。

調査に対する要望等につきまして、補助金制度の創設に向けて、引き続き尽力してほしいというところで、これは既に松戸市さんが独自で、相談に対する補助金というのを検討してくださったので、それを続けてほしいというところでは。事務所から支援の提出書類について、事務負担が軽減する方向での検討してほしいというところで、もう既にサインの電子化なども検討してくださっていて、具体的に活かせるものを検討し始めてくださっているというところでは。

2番目、地域移行支援・地域定着支援における精神科病院との連携。現状、入院が長期にわたることで住居を失う等の不利益を生じ、地域への移行が困難となる事例があります。制度を利用しようと思っても事業所数が少ない上、事業所が業務多忙で対応できないことがある。個別給付に相当する支援を基幹相談支援センターが担っている。地域支援、地域定着をできる人たちがいないというのが、2番目の大きなところでは。

課題としては、指定特定相談事業所に余裕がなく、指定一般相談、地域移行支援、地域定着支援をするところまでは手が回らない。取り組み内容は、指定一般相談支援事業所と精神科病院から説明を受け、地域移行制度に対する理解をまず深めてみようということでやってみました。長期入院の方は外出の練習をすると、一般相談支援事業所の個別支援給付で対応する。一方、サービスを利用していた方や家族支援が必要な方、6カ月での退院の見込みがない方は、基幹相談支援センターに依頼して、対応しているという実態もわかりました。

病院からの依頼がなければ動けない。そのため日常的な人員配置ができず、依頼が来たときでも実質的にマンパワー不足になり、依頼を断ることがある。支援の担い手を増やすための取り組みについて検討したというところで話し合っていたのですけれど

ど、1番でも言ったとおり、相談支援事業所はもうあつぱあつぱで、地域移行までは本当に手が出せないよねというのが、一番の皆さんの中での結果ではありました。

その担い手をどこにしていこうかというところで、皆で話し合っ、要望等のところで引き続き市にも包括と圏域にも包括で連携して進めてほしい。地域移行支援の担い手となる地域生活支援拠点コーディネーターについて配置を進めてほしいというところで、きちんと制度の中で担う人を確定してやっていっていただかないと、「誰かがやって」という状態では進まないねというところで、お願いに挙げたところです。

でも実際、前回の1月10日の拠点会議でも、地域支援コーディネーターの拠点の配置についても話があったので、具体的にそこも進んでいくのではないかなというふうに思っています。

3番、一般診療（歯科も含む）との連携というところで、強度行動障害の眼科治療やアルコール依存症の内科治療等、障害や特性による必要な治療が拒否される事例がある。重度の知的障害等では入院時に対応ができなく、断られたり、診察を待つ時間が耐えられず受診を敬遠することがある。住居近くで精神科のかかりつけ医がおらず、障害者本人が遠方の病院まで足を運ばなければならない事例がある。

課題としては、一般診療科の医師や看護師に、依然として障害者への偏見や無理解がある。障害者が、身近に医療の相談に乗ってもらえる場がない。精神科の医師でないと、なかなか意見書を出してくれないというような現状がありました。

具体的な取り組み内容としては、相談員たちの中でどんな状況があるか、よい連携ができていのかみたいなのところも、確かめてみようということで話し合いをしました。グループワークにて、心掛けていたり感じていることを共有し、課題に対して以下の意見が出ました。本人を理解する福祉職が医療職に歩み寄る必要があり、医師やMSWとの緊密な連携が求められる。3つの基幹相談支援センターのうち、小金・常盤平には看護師資格を持つ相談員が配置されており、医療的な相談をしてもらいやすい。介護保険では問診票があり、それを記入することで近隣の医師からでも意見書を取得することができる。

なかなか医療の壁を高く感じてしまう相談員も多くて、上手に医師との連携が築けないというところもあるので、やっぱり相談側としても医療に歩み寄るとか、きちんと本人の状態を書面で報告するとか、そういう工夫もしていかなきゃいけないねということと、基幹の中にもちゃんと医療の資格を持った人がいて、医療について相談があった場合に、アドバイスする人がいるといいねという話が出ました。

要望等としては合理的な理由がないのに診療拒否がされないことがないよう、周知活動をしてほしい。基幹相談支援センターに対して、医療上の相談に対応できる担当者の配置を義務づけてほしい。介護保険のように問診票を作成して、認定調査の意見を近隣の医療機関から取得しやすくしてほしいというような意見がありました。この辺が、実はちょっと上手に活用できていないねというのが、児童のところ特にそうだ

ったのです。あとにもちょっと出てくるのですけれども、松戸市医師会が行っている在宅医療・介護連携支援センターですね。星野先生が運営に関わってらっしゃる。そこが相談の中で、まだきちんと活用できていないねというところもありましたので、もうちょっときちんと機能を知って、活用につなげていって、医療連携をもっとスムーズにしていける方法を探っていこうというところを、前回提案しています。

④番、障害児相談における医療と教育との連携。就学後に行動障害が顕著となった障害児について、支援が困難となっている。親が子の症状を正確に伝えられず、医師への適切な情報提供がなされていない。医療的ケア児で家族の支援力が低い場合、介護を担う親が疲弊すると、家族内での対応ができなくなる。適切な医療資源と医療情報により、未然に防ぐこともできることがあるのに、引きこもりの子供の数も増えており、子供の自死率が上がっている。

就学後の行動障害が顕著になるというのは、就学前まではこども発達センターもあって、本人の状態を丁寧に見てくれる機関がある程度あったりもするのですが、どちらかというと学習が始まったり、学校で座らなきゃいけないとか、そういう負荷がかかり始めたときのほうが、やっぱり子供の行動障害が顕著にあらわれてきているのを、相談をやっても如実に感じているというところなんです。

ちゃんと幼少期と、途中で症状が出てきたときに、発達の課題みたいなところがきちんと早目に受けとめていられれば、引きこもりに至るまでとか、自殺に至るまでというところを、もっともっと防げるのではないかというところを考えています。今、不登校児は全国で34万人。自殺の子供たちは、全体での自殺率は減っているのに、子供だけは増えているという悲しい現状もありますので、松戸市としてももっと考えていかなければと考えています。

課題として、適切な知識や支援方法をアドバイスしてくれる機関がない。レスパイトなど医ケア児を受け入れられる機関がない。不登校などの児童を診られる児童精神科が少ない。このアドバイスをしてくれる機関がないというところは、親御さんもそうですけれど、スクールソーシャルワーカーからの相談がすごく今、多いです。「この子の特性、どういうふうに今見たらいいの」というのが、こども発達センターが就学前までなので、「そのあとの子たちを、どういうふうに読み取ったらいいの」という相談が、うちの事業所にもたくさん来るし、他のところにも来ているようです。

レスパイトという意味では、子供がいろんな発達障害のお子さんで、お家でたくさん大変だったり、少し距離を置けばきちんと関係が改善できたりとか、少しお母さんがお休みすれば、次また頑張れるということもあられるのですけれども。医療的ケア児もそうですが、いわゆる発達障害なり知的障害のお子さんが入れる短期入所の場所も、本当にありません。なので、特に母子家庭の親御さん、おじいちゃん・おばあちゃんのないご家庭は、全く休む暇がないというふうに思っただけならばというふうに思います。

具体的な取り組み内容として、こども部会委員を招いて障害児相談の現状と課題を共有し、以下のような意見が出ました。こども部会と合体してやってみました。服薬後の評価をする人がいない。薬をどの症状を抑えるために飲むかの視点を関わっている支援者が押さえていく必要がある。

そこでいきなり薬のお話とかになってしまっているのですけれども、やっぱり発達に専門家がちゃんと診る機会が本当に少ないので、お母さんの感覚とか、この薬で最近多動が治まったとか、眠気がすごく治まったとか、その辺が適正に判断されているのかとか。でもお母さんたちは、もっと薬をもらわないとダメ。お医者さんにもっともっと出してくださいと言ったら、お医者さんがそのまま出してくれたりとかということで、ちょっと間違った服薬の対応になっちゃっているんじゃないかということも多々あるのですけれども、そこをちゃんと判断する人も、中々いないという現状も見えています。

医療的ケア児の家族の負担が大きく、家族を支援する仕組みが必要。先ほどもそうですね。医療的ケア児の短期入所もなかなか使えない状況ということは伺っていますので、レスパイトできる環境が必要ということも、こども部会でも把握していました。

もう1つは、スクールソーシャルワーカーとの合同研修を開催し、意見交換を行いました。適切な療育につなげられない子供がいるということも、先ほども申したとおり、スクールソーシャルワーカーの皆さんとも共有したというところです。

最後の調査事項に対する要望等というところなんですけれども、国が示す児童発達センターの担う役割の整備に向けて、積極的に検討してほしい。ここにまとめてしまったんですけれども、改正児童福祉法が令和6年4月に施行されていて、児童発達支援センターの役割、これから担っていく役割というものの指針が出ておまして、それが就学前だけではないっていうところだったりとか。あと、地域全体の子供たちを見守る機能。医療もそうですし、療育もそうですし、放課後デイサービス等の連携だったり、いろんなものを全体で見守っていかうというものの指針が示されています。

その中でも、就学後っていうところがちゃんと視野に入っているので、今のこども発達センターをどうにかするとか、そういうことを言いたいのではなくて、やっぱりここで求められている機能を松戸市の中でどうつくっていくかというところが、子供の支援を考えていくうえで重要ではないかというところで、ここをどういうふうにしていくかというところを、要望として上げさせていただきました。すいません。長くなりましたが、以上です。

今成会長

はい、ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、意見交換に入りたいと思います。ご発言の際は、マイクのボタンを押し、名前をご発声の上、ご発言くださいますようお願いいたします。

なお、ただいまの大友委員からの説明に関しましては、委員の皆様から事前質問はいただいておりますけれども、お時間の許す範囲で当日質問を受けつけたいと思いますので、改めてご質問・ご意見等いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

#### 菊田委員

はい、菊田です。報告のほう、ありがとうございました。

相談支援部会の報告を拝見して気になったのは、やはり相談支援委員というのは、数として決して今、満足のいく人数に達していなくて、相談支援委員さんが足りてないんだなっていうことはすごく分かったんですけども、そんな中で取り組みとして研修だったり、勉強会などをたくさん開催されているかと思うんですけども、お忙しい中で、現場の支援員さんの研修への参加率はどうなんだろうなど。せっかく広めたくて勉強会を開催しても、「忙しいから行けない」ってなっていたら、もったいないなというふうに感じたので、分かる範囲で、どのぐらい参加される方がいらっしゃるのか。必要な人に、必要な情報が届いているのかどうかというところを教えていただければと思います。お願いします。

#### 大友委員

はい、ありがとうございます。本当に研修に参加してほしいと思いながら企画をしています。一つは相談員が必ず出るっていうのに、基幹相談支援センターが実施しているスキルアップ研修っていうものがあるんですけども、多分そこは必ず出てくださいということなので、かなり、普段来ない方も、きちんと参加してくださっている感じがします。

もう一つは、相談支援専門員の連絡会「サポサポ」っていうのが前からお伝えしていたのがあるんですけども、それについてちょっとお伝えしますと、今、見直しを行ってまして、去年度まではどちらかという地域のいろんな人たちとの連携を築こうみたいな、いろんな人たちが参加していたのが強かったんですけども、前もここでもご提案があったとおり、もっと職能団体としてというか、相談員のためのものにしていけないかということで、今年見直しをしています。

内容的には、半分は、相談支援は連携が命。いろんな人とつながることは、ほんとにパイプづくりに重要なので、連携をつなぎながらも、相談員たちの日々の悩みだったり、連携の仕方をその場で教えちゃうとか。今、困っていることにすぐ答えるみたいなことをやっていこうかなと思っていて、毎月話し合いを重ねて、4月からそれを実行していきたいと思っているんですけど。今、準備段階でも相談員たちに声をかけていて、20人ぐらいですかね。その準備会にも、みんな集まり始めてくれているので、意味を感じてくださっていれば、引き続きどんどん参加してくださっていくのかなという感じはします。

ただ、やっぱり偏りは毎回あるので、ちょっといろんな人に声掛けして、意味があると感じていただけるものをつくっていったらなというふうに思っています。ありがとうございます。

菊田委員

ありがとうございました。

今成会長

ありがとうございます。他に委員の皆様の方からご質問は。星野委員、お願いいたします。

星野委員

はい、ありがとうございます。この③番の、一般診療科との連携に関してなんですけれども、医師としても重く受けとめないといけないと思っています。貴重なご指摘をいただいたと思います。

これは、どういう背景なのかというところを、やはり分析する必要があると思うんですけれども。例えばですけれども、2つ要素があると思いました。

1つは、例えばこの上に書いてありますけれども、「強度行動障害の眼科治療」、「アルコール依存症の内科治療」という、要するに部分を見るっていうところだと思います。ここで1つ医師ともし誤解があるとすれば、「強度行動障害を診てほしい」、「アルコール依存症をやめさせてほしい、治してほしい」と誤解をしてしまうと、「あっ、それは無理です」と言われてしまうと思います。ただ、「いやいや、その方の白内障を診てほしい」とか、「アルコール依存症の方の肝機能を診てほしい。体がちょっと黄色くなっているから診てほしい」。そういう形だったら、「ああ、採血します」とか、そんな形になってくると思います。

つまり、いかにそのブレイクダウンというか、課題を小さくして、ここの部分だけ見てほしいということだったら、拒否だとかということは、あまりないのじゃないかと思っています。

一方で、今、大友委員が言われたように、それを福祉職・介護職の方が、この医療的な課題を、眼科的な課題、肝臓の課題というふうに切り分けることは、なかなか難しいと思います。その意味で、医療職は非常に大事なと思います。そういった意味で、小金と常盤平の基幹相談支援センターに、看護師の資格を持っている方がいるというのは、とても好事例だと思います。ですから、ここに書いてありますように、基幹相談支援センターに医療的な、医療職の方を構えるということも、非常に大事なと思います。

一方で、それを雇用できるのかであるとか、その背景の予算的な措置がすぐとれる

のかどうかという課題もあると思います。ですので、前にも申し上げましたけれども、それがすぐに難しいのであれば、アウトソーシングという形で、外に構えてそこと連携するという形かと思います。その意味で、今ご指摘いただいたように、松戸市医師会が構える在宅医療・介護連携支援センターというものもご活用いただくことは1つなのではないかと思います。

そこでちょっと気になるのが、いま菊田委員からもご発言いただきましたけれども、忙しい方がそういったセンターにご相談いただくとか、センターの研修会に出ていただくということが、どれくらい可能なのかどうかということは気になっています。

というのは、昨年10月30日に、このセンターが主催する多分野合同研修会というものを、衛生会館で企画させていただきました。センターのほうは、高齢・介護分野に関する企画をこれまでやっていましたけれども、実は家庭には様々な世代の方がいて、その方々がそれぞれ課題を持っているという、そんな困難事例を多く受けとめる中で、高齢分野の方だけにそういったノウハウを共有させていただくだけではなくて、障害だったり、子供分野の方にも、そういったものを共有していくということが大事なのではないかということで、「多分野」ということで、合同の研修会を企画させていただきました。

要支援2の80代のお爺ちゃん、夫と死別して40代のお母さん、お母さんは統合失調症で傾眠傾向、中学2年生の女の子は不登校、そして5歳の男の子は、保育園・幼稚園に通ってなくて、おむつをはいている。そんな架空の事例を、事例検討したという形になります。ここで気になったのが合計で132名の方にご参加いただいたわけですが、ケアマネジャーの方が27名、そして、相談支援事業所の方が4名、障害福祉サービスの事業者の方が6名というところでした。

ぜひ、こういった機会をまず知ってセンターがこういったことをやっているということを知っていただいたり、そこで時間的な工面をしていただいて、ぜひご参加いただければ、こんな困難な方の、どんなところが医療的な課題なのか。そんなところを収集したり、だからどこに相談すればいいのか、そんなところを一緒に共有・学びあった会ですので、ぜひご参集いただければよかったですと思います。

今のが、その部分に関する問題ですが、2つ目としてこの次に書いてありますけれども、重度の知的障害などでは、入院時に対応ができなくて断られたり、もしくは受診の時間が待てずに、受診を敬遠することがあるということがあると思います。それも1つの課題なんだと思います。

類似の事例として、認知症の周辺症状・BPSDが強い方があると思います。例えば暴言だとか、そういう中核症状、物忘れだけではない方に関しては、入院がなかなか難しかったり、そもそも外来で待てなかったりっていう、そういう高齢者の方もいると思います。それと同じような課題を持っていらっしゃるんじゃないかと思います。

そういう方に対してどういう支援を行うかという、例えばですけれども、そもそ

も入院しなくてもいいような体調を整えるであるとか、受診ができないということであつたらば、訪問診療にするというのが、一つの手なのではないかと思ひます。訪問診療や訪問看護、お家に医療を入れるということで、体調を整えれば入院をしなくても済むかもしれない。ちょっとした入院くらいの医療だつたらば、お家でできるかもしれない。そのような体制を整えていくというのも、一つの手かなというふうに思ひました。以上です。ありがとうございます。

今成会長

星野委員、具体的なご意見、大変ありがとうございます。星野委員のほうからのご意見ということでよろしいかと思ひうんですけれども。大友委員、何かございますか。

大友委員

この在宅医療・介護連携支援センターについてもそうですし、ほんとに障害分野がなかなか医療っていうところにつながってこなかったなど。特に発達障害の方たちっていうのは、体が元気というのが基本あって、あんまりそこに組み込んでこなかったなっていうところがあるので、ぜひ勉強もさせていただきたいですし、情報としてこういう場所があるんだよっていうのを伝えていきたいと思ひます。

最近、在宅医療・介護連携支援センターにいらっしゃる方から伺つたのですけれど、やはり自閉症の方たちが医療にかかるときに、困つたときにちゃんと頼りに使つていくという事例とかも大分出てきていくと伺つていくので、何か情報として、相談のパイプのつなぎ先としてきちんとちゃんと認識できるようなことになっていったら、もっともっと医療との連携が上手にできるようになっていくかなと思ひるので、引き続きよろしくお願ひします。はい、ありがとうございます。

今成会長

はい。星野委員、お願ひいたします。

星野委員

はい、ぜひご活用いただければと思ひます。

あと1点、最後に、「介護保険のように問診表を作成して」ということがありますけれども、これも医師会として課題だと考へておひまして、前回の市長懇話会で提案をさせていただいたと思ひうんですけれども、これに関しては市のほう、いかがでしょうか。

今成会長

では、事務局のほうからお願ひいたします。

#### 事務局

はい、事務局より回答させていただきます。問診表については、今前向きに活用する方向で作成段階でありまして、その運用について課内で検討しているところではありますので、決まり次第、皆さんには周知していければなと思っておりますので、その時はご協力いただくところもあるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

#### 今成会長

はい、ありがとうございます。他に皆様のほうから、ご意見・ご質問いかがでしょうか。早坂委員、お願いいたします。

#### 早坂委員

今のお話を伺っていて、星野委員に情報としてこれもまた共有していくときに、ぜひ先生方にもご理解をいただければと思うんですが、強度行動障害ですとか、自閉症状の強いタイプの方たちが、やはり音刺激にとても弱いという特性をお持ちです。

先生の中には、例えば皆さんと同じ待合室の入口ではなくて、別の入口を使わせていただけたりと、違う場所で待つことをお許しただけたりとかというふうに、その特性に合わせた、ある種の合理的配慮をしてくださる先生もおいでです。そういうことで、付き添うほうのメンタル的な負担も非常に軽減されますし、ご本人も安定した状態で受診を受ける可能性が高くなります。こういうことを医療とも相互に共有して、理解を深めていくことが必要です。

私たちも、それをしっかり発信しなければいけないんだと、今伺っていて思いましたので、意見としてですけれども、これからご理解を深めていただけるよう、私たちも努力していけたらなと思いました。

#### 今成会長

はい、ありがとうございます。星野委員、お願いいたします。

#### 星野委員

大変勉強になりました。その個別性であったり、特性を背景にする、ある意味では、確かに人の過敏であったり、音の過敏であったりだとか、処置するときのライトの光の過敏であったりだとかという話は聞きます。例えばですけれども、ある非常に丁寧に歯科診療する先生からお聞きしたんですけれども、「抜歯をするときは、数か月前から、抜歯をする銀色の器具を触るところから始める」っておっしゃっていました。そういった形で、それに慣れていくという形だと思います。

1つ伺いたいのは、「この人、このお子さんは、こんな過敏がある」とか、「こんなことは苦手だ」とか、そういうのを医療者だったり、それも病院とクリニックだったらまた違うかもしれないんですけども、どなたが、だれに伝えるというのが現実的なんでしょうか。その方の保護者の方なのか、相談支援専門員さんがセルフプランでなくてついでなのであれば、その方なのか。診療所であれば看護師さんだったり、病院であればMSWの方だったり、外来看護師さんなのか。どういう形で情報連携をすればいいんでしょうか。教えてください。

#### 早坂委員

具体的にいくつかやっていることとしては、例えば生活介護の事業所であったり、入所であったりというふうに事業所をご利用になっていらっしゃる方は、そこに看護師もおります。もちろん通院のときは、そういうタイプの方は看護師だけでは難しいので、そこでご本人とかかわっている支援員も一緒に伺うということになりますが、その通院する事前に看護師のほうから医院のほうにお願いをして、待合のお部屋を用意していただくであるとか、そういったようなことをさせていただいているということはありません。

在宅で親御さんというふうになりますと、そもそも親御さんだけで連れていけないという事情のほうは圧倒的に多いですので、やはり相談員であったり、事業所の関連する職員が同行するというのが一番現実的だろうと思っています。ですからその際、医療側に交渉するとしたら、相談員にきちっとご本人の状態像を伝えて、ご配慮いただくようなお願いを共有していくというのがいいのかなというふうに考えております。

#### 今成会長

はい。星野委員、お願いいたします。

#### 星野委員

ありがとうございます。そういうふうなことがあるということも医師としても、付き添いの方にそういう方が付き添われているかもしれない。そして、そんな大事なキーパーソンの情報を、ほんとに一言も漏らさず聞く必要があるんだ、そういうことを医師としても共有したいと思います。ありがとうございます。

#### 今成会長

はい、ありがとうございます。ほかに委員の皆様から、ご意見・ご質問等いかがでしょうか。お時間的に、あと1つぐらいは大丈夫かと思うんですけども。よろしいでしょうかね。

ちなみに、もちろん星野委員、早坂委員のお話の中で出てきた、事前にその方が医

療を受けやすくなるような、医療職と、あるいは地域の相談員等の情報共有だったり、ご家族も含めた共同作業っていうんですかね。連携っていうのは、伺ってすごく重要だっていうのは、私も今すごく勉強になりました。

一方、それでなかなかうまくいかないなんていう場合は、例えば障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例ですとか、あるいは場合によっては、障害者差別解消法なんかの合理的配慮の不提供なんかにも当たるようなことも、もしかしたらご相談のプロセスの中で出てくるのかなと。それに応じて、場合によっては基幹相談支援センターだったり、あるいは行政のほうで対応していくような状況っていうのも、もしかしたら出てくるのかななんて思ったんですけども。

このあたりで、例えば申し訳ありません。私のほうから指定して申し訳ないんですけども神保委員とか、いかがでしょうかね。

神保委員

すいません。私、法律家ではありませんけれども、実務の今の動きっていうんですかね、ちゃんと把握してないところが正直あります。なので、ごく抽象的なことしか答えられないという前提でちょっと頼りない回答になってしまうかもしれませんが。

今成会長

はい、とんでもありません。お願いいたします。

神保委員

はい。松戸市に限らず、どこの市もそうだと思うんですが、ありとあらゆる障害の分野、ありとあらゆる分野に関して、法律的な支援が非常に弱いという側面がございます。例えば、今、委員の中に法律家は、私だけです。弁護士ではない法曹関連職、例えば司法書士さんとかそういった人も、この委員の中にはおられないですし、市役所の職員の皆さん。今、後ろに座っておられますが、その中にも多分、法曹資格をお持ちの方はおられないですよ、恐らく。あるいは法曹関係の職、行政書士さんの資格とかもお持ちの方はおられない。これだとですね、何やろうとしてもたぶん足を引っ張るとというのが私の正直なところでして。もっといろんな分野に、法曹関係者が進出できれば、今日ここで議論されている問題というのは、大半が解決するという印象があります。

ちょっと先走りますが、たしか追加で配られた資料の中に、個人情報の共有ができていないというのが2番の質問ですかね。これなんかも、本来は法律家が入っていれば、ある程度解決できるはずなんですけど、そこが入っていないので、できない。ここをもっとというのが私のある意味オールマイティーな回答だと思います。ちょっと頼りない回答ですけど、よろしいでしょうか。

今成会長

はい、とんでもございません。すいません、貴重な法曹の視点から見たご意見を、私としては伺いたかったので、大変参考になります。ありがとうございました。

では、時間の関係もございませぬので、次に行きたいと思ひます。

続きまして、資料1の4ページにございませぬ、就労支援部会報告書について、内容の説明をお願いいたします。

古川委員

はい。障害者就業・生活支援センター ビック・ハート松戸の、センター長の古川と申します。

まず、ご報告させていただきます、この就労支援部会なんですけれども、活動項目としては二つ。①が当事者の働き方の選択肢を広げる。②が市内で働きやすい環境や制度を整えるということで、①のほうからご説明させていただきます。

まず現状としますと、福祉的就労から一般就労に移行するためのマニュアルとして、チャレンジロードマップというものを作成し、松戸市公式ホームページで公開・周知している状況があります。もう一つ。一般就労をした当事者の声を聞いて進路を考えたい。今後、利用者に合った働き方を伝えるために使える社会資源を知りたいなど、一般就労への意欲・関心はあるが不安を抱えている人がいるといったところが現状です。

この現状で、課題としますと、1つ目のチャレンジロードマップ。こちらをホームページで掲載をさせていただいている状況ではあるんですけれども、やはり認知度が低くて、あまり活用されていない。そういったところがあります。実際、就労継続支援ネットワークというネットワークの組織があるんですけれども、ここの所属の団体、職員、利用者さんが活用されているかという、あんまり活用されていないという報告も聞いております。もう一つ課題としましては、適切な社会資源につながらず、当事者の能力や意欲に合った働き方ができていないケースがあるという課題がございませぬ。

こんな課題のところ、具体的な取り組みといたしますと、9月20日に就職支援セミナーを実施しました。これは午前と午後に分かれまして、午前は特別支援学校の生徒さん、またはご家族向け。それから午後、就労継続支援事業所の職員さん、利用者さん向けに分けて行っております。当日の参加者は44名。想定しているよりも、少し多く入っていただいたかなという印象があります。本セミナーの内容につきましては、当日どうしても事業所がオープン時間帯もありますので、参加できなかったという方々のために、市の公式YouTubeチャンネルであります「まっちゃんねる」にて公開しております。

一般就労による支援体制・内容の周知、当事者の声を直接聞くことで、参加者の一般就労に関する理解を深め、働き方の選択肢を広げる一助となったとなりますけれども、この44名の参加者は、どちらかというこのセミナーのご案内を見て、参加したいという方々はもちろんいらっしゃるんですけども、やっぱり参加者を集めようということで、関係機関の方、その内容をある程度知っているという方々も多かったというところから、じゃあ実際にこのセミナーに興味があつて来たかというところ、この44名の数よりも少ない状況があつたんじゃないかなというふうには思っております。

調査事項に対する要望に関しましては、来年度より新たに実施される就労選択支援事業について、松戸市の具体的な取り組み内容を共有していただきたいといったところです。この就労選択支援事業というのは、御存じの方も多いと思うのですが、来年度10月より新しい福祉サービスとして展開されるサービスとなっております。少しだけお話しさせていただきますと、障害者本人が就職先、あとは働き方についてよりよい選択ができるように、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望だとか、就労能力、適性、そういったものが合った選択を支援する、新たなサービスとなっております。

実際、課題としますと、現状なんですけれども、就労向け障害福祉サービスを利用する希望者の就労能力や適性を客観的に評価する、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法が、まだ確立されていないという現状がございます。障害者の就労能力だとか、一般就労の可能性について、障害者ご本人、それから障害のある方々を支援する者が十分把握できていなくて、適切なサービスにつなげられていないというようなことがあったり。一旦、今の就労継続支援A型またはB型の利用が始まると、その利用者さんになって、その先の一般就労になかなか移行することができず、固定されてしまいやすいといったところですね。

あとは、本人の立場に立って次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活や人生が大きく左右されるというような現状課題がある中で、次年度の10月から就労選択支援という制度ができ上がります。でき上がるに当たって、課題の中のチャレンジロードマップも含めて、関わるのが相談支援専門員さんだとか、就労継続支援事業所の方々だとか、あとは特別支援学校の方々だとか、かなり幅広く関わるサービスになってくると思いますので、ここの周知を共有していただきたいと報告を受けております。

それから②番です。②番の現状につきましては、昨年度、福祉業界座談会に参加した企業さん2社が、障害者雇用を実際にする事ができたというような形があります。これは、市内で働きやすい環境制度を整えるという中で、前年度開催したセミナーをきっかけに、障害のある方々が働くことができたといったところが、好事例かなというふうには思っています。

あともう1つ。障害者を雇用して、どのような仕事を任せればいいのか分からない、

長く障害者雇用をするには、どうすればいいか知りたいといった障害者雇用に不安を抱えている企業さんがあるといったところが、現状かなというふうに捉えているようです。課題としましては、障害者雇用をするために具体的なイメージができていないため、積極的な雇用につながっていないケースがあると。

冒頭、松戸市さんから雇用率のお話しが出ていて、過去最高、これは、毎年のように過去最高という形になっているんですけれども、就労支援部会も含めて、私が行っている事業のこともそうなんですけれども、肌感としては、もちろん障害のある方々を雇用する事業者様は増えているんですけれども、マインドとすると、「仕方がなく」とか、「障害者雇用をしなければいけない」みたいな、いわゆるマイナスのほうから入っていく企業さんが圧倒的に多い。これをきっかけに、我々を変えていくといったところが仕事の一つなのかもしれないんですけれども、どうしてもまだまだマイナスなイメージがあるかなというふうには感じております。

具体的な取り組みとしますと、障害者雇用率未達成の企業、それから障害者雇用を考えている企業向けに、10月3日に見学相談会というのを実施しています。これは、今年度は松戸のハローワークさん、それからビック・ハート松戸との共催で行っております。こちらは福祉業界に絞らず、県内の企業さんに声をかけさせていただいている状況で、それでも12所15名という形でありました。ただ、実際に働いている方々を見たり、障害者雇用をしている企業さんの話を聞くということで、参加した企業の方には、かなりいいイメージにつながったんじゃないかなというふうな感じを受けております。

調査事項に対する要望に関しましては、この障害者雇用の拡大に向けて、松戸市の就労支援部会もそうなんですけれども、東葛地域のいろんなところで障害者雇用拡大に向けてのセミナーを実施しているんですけれども、できればハローワークさんの未達成企業さんの指導と一緒に、何かタイアップしてできないかとか。あとは、松戸市さんで抱えています、経済部局が開催しているセミナーだとかと、共催というような形で実施できないかというような要望が上がっております。

簡単ではございますが、就労支援部会からは以上でございます。

今成会長

はい、ありがとうございます。ただいまの古川委員からのご説明につきまして、意見交換に入りたいと思います。この件に関しましても、委員の皆様からの事前質問はいただいておりますが、お時間の許す範囲で当日のご質問、ご意見を受けつけたいと思います。

改めて、皆様いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

## 加瀬委員

つくし特別支援学校の加瀬と申します。ありがとうございます。

質問というよりも、こちらの書いてある要望と同じようなことになるのですが、①番のところの一番下のところですね。要望のところに、古川委員からご説明あったところで。就労選択支援についてはもう10月からスタートでというところで、特別支援学校においても、この就労選択支援をどのように扱うかというところは、非常に大きな問題です。

就労系のサービスが始まったときに、そのアセスメントをどうするかというところで、例えば今は事業所が大分広がってはきましたが、アセスメントをどのタイミングで、どのように行うか。それから、学校から直に就労継続B型に行かれないというような希望があったときの、直Bアセスメント問題があったと思うんですけども、ここも今、少しずつ整理されながら、学校としても折り合いをつけながらやってきたところです。新たなこのサービスが始まる場所では、どのようにこれを扱って、学校としてもこの就労選択支援もどう位置づけて、これから子供たちの卒業後の支援につなげていくのかというのは、しっかり考えていかなければいけないところではあるのですが。

まずは行政からの指針が示されることが第一だと思いますので、松戸市としてどういうふうに扱っていくかということは、可能な限り早めに提示していただくと、ということと、学校側もこのあたりのところはアンテナを張りながら、できれば意見交換をしながら進めていけたらいいのかなと思っていますので、よろしく願います。

## 今成会長

はい、ありがとうございます。

ちなみに、今の加瀬委員からのご意見に関しまして、古川委員、何かご意見等ございますでしょうか。

## 古川委員

はい、ありがとうございます。まさしく、今の直B問題から切りかえて、この事業に展開していくということで、今までは夏休みの時間を利用して、松戸市さんがいろいろ集約をして、各就労移行支援事業所に、この期間をお願いしたいというコーディネートがされていたと思うんですけども。この就労選択支援事業は、夏休み以外にずっともっと幅広い期間利用可能という形になって、ここをじゃあどうやってやっていくのかといったところが大きな課題だと思っています。

他の地域ではどういう形になっているかといいますと、この松戸市のように50万を超す地域の状況はちょっとわからないんですけども、小さな地域ですと、この就労

選択支援事業の話が出たときに、もうこの自立支援協議会だとかを含めて、もちろん相談支援専門員さんも含めて、「うちの地域では、こういうふうにしていこう。この地域では、これぐらいの就労選択支援事業所が必要だよ」っていうような議論が、これが出たと同時に進められていたりだとかしています。

ただ、やっぱり何十万を超すこの地域ですと、いろんな事業所さんが参入されていますし、この地域でどうサービスをしっかりとしたものにしていくのかといったところで、なかなか議論がうまく進まないところありまして。次年度以降、この就労支援部会でも、この就労選択支援事業についてきちっと議論をし、また松戸市さんの中でも、じゃあどういう形でどこの事業所さんの希望が上がるかとか。あとは分母として、どれぐらいの利用者さんが活用しそうかというようなことを調べていきながら、展開していきたいというふうにはなっているんですけども。

については、もうすぐそこに事業が始まるということなので、待ったなしの状況かなといったところで。ただ、まだきちっと整理されていないというところが、すいません、現状とはなっております。

#### 今成会長

はい、ありがとうございます。

すいません。ちょっと私も同じで、イメージがちょっとわからないんですけども。

例えば、先ほど加瀬委員からのお話で、実際に特別支援学校の生徒さんに対して、この就労選択支援事業を行う場合、何か専門コーディネーターのような、そういう支援員が派遣されるような、それとも特別支援学校の中の先生が、そういうこの新しいこの選択支援事業を専門的に活用するみたいなことなんですか。ちょっとごめんなさい、私もちょっと不勉強で。

#### 古川委員

基本的には今現在、就労移行支援事業所。すでに就職者を送り出している事業所さんは、アセスメント力がある。または障害者就業・生活支援センターといったような形で。あとはすいません、私も知識不足で、他にもあったかもしれないですけども、代表的なところはその2つが、この就労選択支援事業のサービスの指定を受ける形になります。

その就労選択支援事業所の中でアセスメントをしたり、その職員が学校に行ってアセスメントをしたりというような状況で、実際にB型に向いているのか、移行なのかといったところ、もしくは一般就労というような形で進んだほうがいいのかという。ご本人の希望と、実際の作業性だとか生活面の部分を見ていくのが、今は移行の方々、または障害者就業・生活支援センターの方々が、その就労選択支援事業の福祉サービスの申請を受けてやると、そんなイメージですね。

今成会長

はい、ありがとうございます。少しイメージがわきました。

改めて、他に皆様のほうからご意見・ご質問等いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

大友委員

はい、ありがとうございます。前の指定調査部会するときにもお伝えしたんですけれども、相談をやっていると、やっぱり障害のある方たちの収入の問題が、本当に近々の課題になっています。障害年金だけでどれぐらいの生活ができるかというところ、本当に皆さんが想像を絶するほど節約して、皆さん生活なさって、日々の1円、10円を貯金して生きていてくださっているというところがあります。なので、就労Aの方だと大分収入が上がるのでいいですけど、やっぱり就労Bの方とかが、多いところで1万～2万ですか、2万ぐらいですかね、そのぐらいの「工賃」と言われるお金をもらいます。でも、働いている量を見ると、やっぱりとてもたくさん、本当に細かい作業を一生懸命に毎日されていて、「毎月それぐらいか」と思ってしまうお金だったりもします。

なので、就労Bとかに通っていらっしゃる中でも、やっぱり開発というか、次の可能性をさぐるというところに、この事業がつながっていけばとてもいいなと。どうしても定着しちゃうというか、利用者さんが「そこにいたい」となる方が多いとは思いますが、次の可能性とか、実際利益になるような方向につながっていけばいいなというのを思っています。

もう一つは、やっぱり権利の問題で、企業の側からの障害者理解というところがあると思うんですけれども。就職なさっている方で、私が何ケースか当たった方の中でいらっしゃったのは。就職したあとにですね、知的障害で自閉傾向が強かったりすると、通い続けられちゃうんですね。同じ場所に、一定的なリズムで通われて。本当は心でいろんなことを感じたり、この仕事は嫌だと思っても、「はい大丈夫です、今日は楽しかったです」というふうに行き続けられちゃって。でも、本当はすごく負担がかかって、嫌だったのにというところで、あるところでスパッとパニックになって、やめることにつながったり。急にストーンと行けなくなったりということが出てきた方がいらっしゃいます。

いろんな方を見ていると、就労したあとに、ただこの人は、そこを行ったり来たりしていれば親御さんも満足、支援者も満足みたいな。周りから見たら、「はい。何もしない、いい人ね」みたいな、「問題のない人ね」みたいによく言われてしまったり、そういう視点で見られやすいんですけれども。

私が言いたいのは、その障害がある方たちの暮らしの豊かさというところをもっと

考えていただきたいというのと、企業側からもそういう理解を深めてほしいというところで。長く働いていらっしやっても、最初の1回は忘年会に呼ばれたけれど、それからは呼ばれなくなったみたいなのとか。「最近、新年会行ったの?」「もう行ってないよ」みたいなのとか、なかなかその輪には入っていけない。実際、企業の中の輪には入っていけなかったり、会社側からも声がかからなかったりというところもあるので、そういう働く方の権利というところだったり。

また、ビック・ハートさんはすでにやってくださっていますけれども、就職者の交流会とか、どういうふうにお気持ちを支えていくか、人生を豊かにするかというところを、就労の面でも考えていっていただければなというふうに思っています。以上になります。

今成会長

はい。大友委員、ありがとうございます。

ただいまの大友委員のお話しに関しまして、古川委員、何かございますか。

古川委員

貴重なご意見ありがとうございます。確かに働く障害のある方々、特に今おっしゃられた、企業で働く中で、所属意識というんですかね、帰属意識というんですかね、この部分というのが、どうしても障害者雇用の枠組みの中でいうと、企業さんがおざなりにしてしまう部分。もちろん我々のほうで交流会とかやっていますけれども、そんなに毎月やれるものではないので。ただ、毎日働く彼らが、「しっかりその企業で働いていてよかった」、「あてにされてよかった」、「褒められた」、「人の役に立てた」、何かそういう会社でやる集まりがあったときに「参加して交流ができた」。

こういったものを、我々のほうでは、ビック・ハート松戸では、企業の方々に集まっていたいただいて、先進的なそういう取り組みをしている事例を紹介しながら。こういったところ、大事ですよ。

あとは、賃金の部分でも、やっぱり昇給といったもの。あとは、一般社員さん向けにはあります人事考課制度。ここにどうしても当てはめることは、なかなか難しいといったところは、もちろんそうだと思うので。3障害のある方を雇用する企業さんであればなおさら、そういう彼らの、障害者雇用の中の人事考課制度みたいなもの、といったところも整備しながら、もちろん人事考課って、人材育成の一環のはずですのでそういったものを整備していつてもらいたいという発信はし続けている状況ではございますが。

なかなか先進事例で、「あの企業は、なかなかいいよね」というところは、まだまだ見つけるのが大変といったところが実情かなと思いますので、草の根的な活動になるかもしれないですけども、この辺は声を大にしてやっていきたいと思います。あ

りがとうございます。

今成会長

はい、ありがとうございます。ほかにご意見等いかがでしょうか。

では続きまして、資料1の5ページでございます、「こども部会報告書」について、内容の説明をお願いいたします。

早坂委員

それでは、早坂から報告させていただきます。

こども部会につきましては、要支援児童の保護者への情報伝達における仕組みづくり、要支援児童に対する関係機関との切れ目のない連携構築、この2つをテーマに活動をしていただいています。活動のあり方としましては、3つのグループに委員が分かれて、それぞれのテーマに沿った形での集約をしたり、アンケートを取ったりといったようなことで、議論を交わしているという状況です。

まず、1つ目の「医療的ケア児の支援体制の整備」というところですが、現状のところ、一番上に書かれているように、医療的ケア児の保護者が適切な支援を十分受けることができない。これは次のところと非常に連動してくるんですが、医療的ケア児を受け入れてくれる場所が少ないということによって、主たる介護者は、ほぼ保護者になるという状況です。学校などでも、ついていってほしいと言われることがあるということもありますし、そういったことから、親御さんがお子さんから離れて休めるような時間や、支援をじっくりと考えるような時間がなかなか取れていかないということです。

では、なぜ医療的ケア児を受けるところが少ないのかというと、1つには、医療的ケアのあるお子さんは、事業者側からすると、お休みが多いということがあります。つまり体調を崩しやすく、体調を崩されるとお休みになる。そうすると事業者側としては、安定的な収入が得にくくなるということで、人の雇い入れ、それから必要である看護師さんや、作業療法士、理学療法士さんといった専門職の人も、安定的に雇い入れることが非常に難しく、そういった意味で、事業の展開、バランスが難しいというところで、まあ、なかなか手を出さないということも現実的には起こっています。

そういった中で、やはり事業所が少ないことによって、今申し上げたようなお子さんたちの受け入れが安定しない。特に、高等部を卒業してから日中の活動になったときに、これは知的障害の方に比べると圧倒的に受け皿が少ないというふうに言えます。ここをどうしていくのかというところが、安定的な事業の運営、これは国が定めている制度でもあるわけですから、それをいきなりひっくり返すということではできないわけですが、何か工夫をしていかないと、その独自のものを考えていかないと、なかなか広げられないのではないかというふうなことが出ています。

そうしたことから、やはり就学後、18歳以降の受け入れ先ということや、特に短期入所等が、やっぱり普通の入所の知的の施設とかでは、看護師も24時間いるわけではありませので、ほとんどはお受けしないということになってしまうというところですね。

近隣市では、医療的ケア児のコーディネーターなどを配置しているということですので、まあそういったことがどんなふうに活動をしたり、こういったことを広げていくために役に立っているのかっていうことは、今後もう少し調査を加えたいというふうに思っているというところですね。

要望としては、事業所が増えるようにというのが、もう圧倒的な要望です。あと、医療的ケア児を支える支援者の研修の内容であったりとか、そういったことも、もう少し充実させていく必要があるのではないかなというふうなことです。ここが一番、医療的ケア児では、ずっと課題は続いているということで、何年もこのお話は出てきています。ですので、やはりどこかで少しこの事業を安定させるということは、考えていかなければいけないのかなということですね。

それから、早期相談支援マップ、ライフサポートファイルというところは、ずっと活動を続けているところなのですが、なかなか利用者が十分に活用されていないですねとか。保護者が使いやすいものになっているんだろうかといったようなことが、ずっと課題としては挙げられています。今まで、松戸市のホームページからもこのライフサポートファイルは取得できるんですけども、そもそもホームページを開けて、わざわざこれを拾えるかという、今の若い親御さんたちはやらないであろうということで、こういったチラシをつくり、QRコードをつくり、QRコードからすぐにスマホで読み込めるといったようなことも工夫はしながらしてきているんですけども。

ここも相談支援事業と話し合いをしたときに、やはり相談員さんがついてくれば、相談員さんからこれの重要性であったりとか、または使い方であったりとか、共有であったりとか、そういったことが広げやすいということはある。でも、現状は33%の相談員さんですので、なかなかそういった意味でもその野が広げにくいということで、一生懸命こども部会のほうでは、いろいろな形で市と協力しながら、フェスティバルなどのときに情報は提供しているという状況ですね。

要望事項の中には受給者証が保管できるようにしてほしいとか、配布先をもっと広げてほしいとかいったようなことが出ていまして、これは現実、市と相談をしながら進めていけることなのではないかなというふうに考えています。

3番目の「切れ目のない支援」というところですが、これは具体的な取り組みの内容というところに「小1の壁」というところが出てきます。3番目の枠のところですけども。これはある種、発達障害のあるお子さんたちにも同じことが言えまして、保育園に通っている間は、預かっただけなのは、園によっても違いますが、マックスで19時まで見ていただけるというふうなことがあります。ですが小学校1年生

になると、学童をもし利用したとしても、そこまでの時間はなかなか難しい。

発達障害のお子さんたちは、軽度のお子さんでないと、なかなか学童では受け入れが厳しい。これは学童側の問題もあって、今は学童もとても人数が増えていますし、それに対しての支援員さんの数も十分とはいえないという中で、発達に課題のあるお子さんをお預かりすることをなかなか積極的には取り組めないという状況になり。「放課後等支援もいっぱいです」というふうになると、親御さんは仕事を短縮するか、やめるかというふうな選択を迫られるという方が出てきていることは事実ですので、こうしたことをどうしていくのかということは、現状がよく見えてきたというのが今回の報告です。

もちろん、母子家庭のお子さんの問題であったり、生活介護の事業を利用するようになると、放課後等デイサービスのときよりも短い時間で帰宅してくることになるんですね。これも制度の問題や、それから生活介護の事業所側の職員の勤務時間の問題と、もろもろ出てきますから。そうすると親御さんは、これに合わせて迎え入れをしなければならない。お1人で生活介護を利用するような、発達に課題のあるお子さんで、お1人でお留守番ができるという方はごくごく少人数ということになるので、安全面も含まれてくると、親御さんがここで、ご自分で手立てを打たなければならないということが出てきているというふうなことです。

それから、発達に課題があって、先ほど相談のほうからもありましたけれどもひきこもり気味になって、学校には通えていないけれども、通信制で学校を出ることができた。ところがこうした方たちが、社会と結びついた次の活動についていくのが、なかなか難しいというところで、まあ、相談員さんがついていると、少し間口は変わるんですけども。というふうな現実が起きているというのが、今の実態というところなんです。

具体的な取り組みというところでは、やはりどこもなんですけれども、幼稚園・保育園から学校、学校から生活介護。そういったところでの引き継ぎ事項というか、ポイントというか、そういうところがなかなかうまく引き渡されていかない。先ほどの個人情報の問題で、学校側もここまで出していいのか、伝えていいのかといったようなことの迷いがおありになったりすると、それが出てこないということもあります。

ただ、相談員が入ったときに、関係者会議を開催することができますので、そういう意味では、やはり相談員がつくことで、個人の情報、個人の今の課題、家庭の課題といったものを関係者全体で共有するという仕組みはあるので、そこをもう少しうまく活用できるといいのではないかと。ですから、ここも相談員さん不足が、非常に大きな課題とリンクしているとも言えるということです。

今回、こうしたことを部会のほうで洗い出してきましたので、これをもとにどこと連携してくのか、どこに依頼をかけていくのか。こうしたことも含めて次の部会のところで、また、もし依頼があればきちっと整理をし、議論を続けていきたいというふ

うに考えております。こども部会のほうからは、以上ご報告とさせていただきます。

今成会長

ただいまの早坂委員のご説明につきまして、意見交換に入りたいと思います。この件に関しましては、事前質問2件、委員の皆様からいただいております。事務局より各席に、当日資料といたしまして質問内容の一覧を配布しております。まずは事前質問の内容を優先的に議論いたしまして、そのあと時間の許す範囲で、当日のご質問等も受け付けたいと思っております。

それではまず、事前質問のナンバー1に関しまして、菊田委員より、ご質問の内容のご説明をお願いいたします。

菊田委員

はい、菊田です。私も何年かこの会議に参加させていただいていて、いつもこの報告書を拝見して思うのは、非常に報告書のほうは、分かりやすくまとめていただいている、具体的な課題であったり、現状の把握、あと要望等も、とっても分かっているなというふうに、当事者の親として、すごく熱心に話し合っていたらいいなということを痛感しながら拝見しています。

現在、こちら私の質問に対しての回答にも書いてあるとおり、松戸市障害者団体連絡協議会のほうからも1名、こども部会のほうに参加をさせていただき、かなり頻度も高く、部会のほうは開催されて、熱心な議論が交わされているという報告も受けております。

そんな中で、やはり個人的なというか、当事者の親としてすごく感じるものが現状もそれなりに把握されている、課題も具体的に見えている、要望等もしっかり出ている。ただ、この先につながっていかない。失礼な言い方になるかもしれないんですけども、昨年の報告書と、課題も要望も大きく変化がないようにも感じられます。これだけ熱心に部会を開き、要望までまとめていただいたものを受け取った行政の方々として、次のアクションというところで、何か報告をすることがゴールになっているのではないかと。または障害者計画というところに現状を載せること、問題は把握していますよということをアピールすることが、ちょっとゴールになってしまっているんじゃないかなという懸念を、当事者としては感じざるを得ないなというのが正直なところです。

これらの要望を受けて、行政としての次のアクションについての計画が、もう少し分かればありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

今成会長

はい、ありがとうございます。ただいまの菊田委員のご質問を受けまして、回答に

はまあご説明があるんですけども、ある程度事務局のほうからご説明を。あるいは、ただいま改めて菊田委員のほうから次のアクションというご意見も出ました。そのことも含めまして、可能な範囲でご回答をいただければと思います。お願いいたします。

事務局

はい、事務局です。ご質問ありがとうございました。

事前にいただいている質問については、回答に記載があるとおりでございますので、こちらについては割愛させていただきまして、今後のアクションというところで、ご意見をいただいたかと思えます。

障害者計画の話も出てまいりましたが、今回の報告内容については、障害者計画の会議側でも、かなり注視をしている部分がございます。今後こういった自立支援協議会が出てきた課題内容について、できる限り共有をしていきたいというようなご意見も出ているところでございます。

今後については、計画自体も今年の4月から新しい計画がスタートしておりまして、来年度からまた次期の計画の策定に向けて動き出すというところがございますので、いただいた意見をできる限り行政としても共有しながら、計画としてまとめ、次のアクションへつなげていきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

今成会長

菊田委員、いかがでしょうか。

菊田委員

はい、ありがとうございます。

今成会長

では続きまして、事前質問でいただいているもう一つの、ナンバー2のご質問に關しまして、星野委員より質問内容のご説明を、まずはお願いいたします。

星野委員

質問内容は見ただけであればと思えますし、回答も読んでいただければと思えます。この資料の6ページ目について、ご質問させていただいたわけですが。そして、早坂委員からも今、丁寧なご質問、ご説明がありましたけれども、それぞれの支援者が業務を明確化すると、できないところだったり、すき間が見える。そのすき間を「切れ目」と言ってもいいと思うんですけども、そういったものが見えてきたというところなんだらうと思えます。

そして頭の整理として、すき間って、すき間の例として今、「小1」と、「高校卒業」というのがありましたけれども、障害を持っていらっしゃる方、持っていない方もそうかもしれないですけども、その方の人生を見たときに、大きく五つぐらいそういった切れ目だったり、すき間があると思います。一つは、この「小1」という壁だと思っています。そこから、中学を卒業するという切れ目。そこで義務教育が終わるということですね。そして「高校卒業」という三つ目の壁があって、いわゆる「18歳問題」と言えるかもしれないですけども、この方の居場所をどうするか。今、議論があった「就労」というのは、その1つだと思います。

そして医療の観点で言うと、移行期医療という言葉で称されますけれども、小児科から完全に成人治療科のほうに移行がされるというのが18歳だったり、高校で変わる方もいると思いますけれども、成人の側にいかに移行するのか。そこで医療が中断してしまうという、そういう方も中にはいらっしゃると思います。そういう18歳、居場所だったり、医療の問題というものがあると思います。

そして冒頭、田村委員の自己紹介の中でもありましたけれども、65歳になるという、介護保険に移行するという、これは65歳問題ですけども、それがあって、最後、五つ目の壁として、「親亡き後」という、そんな切れ目があるんだろうなど。そんな全体を俯瞰しながら、この「小1」だったり、「高校卒業」というところに、いかに対応していくかだと思います。

そしてその中で、やはりだれが伴走するのかということで、相談支援専門員が1つなのではないか。例えばこの65歳問題においては、高齢側の受け手はわかりし明瞭と思います。地域包括支援センターであったりだとか、ケアマネジャーがしっかりと受けとめる。受けとめてほしいという側がセルフプランだったりすると、困難を呈するというところだと思います。要するに、いかにだれが伴走するのか。そして、どんなふうにバトンを渡すのかと。そういうことを、具体的に詰めていく必要があるのではないかなと思います。

リレーを見てみるとわかりますけれども、バトンをタッチする、その瞬間は両方とも走っているわけですね。渡した瞬間、止まるみたいな人はいないわけですので、やはりだれがだれにバトンするのか。そして渡す瞬間は両方とも伴走するんだという、そんなところが総論として、共通見解としてあるといいのではないかと思います。

そして今、菊田委員から具体的なアクションというところがあったと思います。この回答にも、「さらに議論を深め、具体的に検討」というのがありますけれども、何を具体的に検討するのかというところまで踏み込めるといいと思いました。

6ページの最後には、「どこまで仕組化できるかが課題となる」、「個別のノウハウや工夫はありそうなので、それを収集することも1つの方法と考える」ということだと思います。ごもつともだと思います。ですので、この好事例を収集して横展開していくという形だと思いますけれども、このノウハウを収集するというのは、どのように

したらいいんでしょうか。例えば介護保険分野の、松戸市の地域ケア会議という会議体ですと、地域の15圏域の地域包括センターの行う個別会議だったり、推進会議ということで事例が収集されて、それが3層目の、市の地域会議に上がる仕組みがありますけれども、収集されるためにはどのようにやっていけばいいんでしょうか。

早坂委員や市のお考え、本当にブレインストーミングだと思いますけれども、どんな形でやっていけば収集できるのでしょうか。

#### 今成会長

はい。星野委員、ありがとうございます。ただいま星野委員のほうから、事前質問に関しましてさらにですね、バトンゾーンの重要性ですとか、あるいは伴走者の存在の重要性というお話もありました。そういう中で、具体的なアクション。どのように取り組みが見える形で、取り組みばよろしいのかということなのだと思うのですけれども。ちなみにこの際、星野委員の事前質問の中に、いわゆる重層的支援会議事業の支援会議の枠組みを検討することで可能になることもあるのではないかというご意見が、ご質問の中にあります。そのあたりのことも含めまして、これはまず、どうしましょう。まず委員の方の中から何かご意見。はい、早坂委員。よろしいですかね。

#### 早坂委員

ありがとうございました。今、星野委員に、くしくもきれいに整理をしていただきまして、これを私は部会のほうに、もう一度持ち帰りたいと思っています。そして、とても重要なキーワードだと思ったんですけれども、「だれが伴走するのか」というところ。これが、実は今伺っていて思ったんですけれども、部会の中でも分断された議論になっている気がとてもいたしました。つまり、「連動させたい」、「切れ目なくやりたい」と言うんですけれども、その切れ目切れ目の議論をしていて、切れ目をつないでいくために、だれがどの役割を果たしていくのが良いのかというところは、実は具体的には、まだそこまで議論が深まっていないという印象ですので、ぜひこれは持ち帰ってですね、話し合いの中に入れていきたいと思っています。

その中で事例を検討していくといったときに、もう既に、我々が見ていますと、それこそ障害が分かったときから、とても幸運に流れていく事例も実はあります。もちろん親御さんの問題もありますけれども、なぜか幼稚園もアウト、保育園もアウトになって繋がらないという事例もあります。

そうした事例がどこに違いが、大きな課題があるのかといったようなことをもう少しつめて、具体的に伴走のどこが悪かったのか、何が違っていったのかといったようなことを、もう少し整理ができていくと、この「切れ目のない」というところにイメージがさらにしっかりとついていくのではないかなというふうに思いました。

なので私は、お答えになっているかどうかわかりませんが、今日のこの星野委員の

ご意見を、しっかりと部会のほうに再度伝えて、議論を、それこそ具体的な議論をちゃんと深めるということで、市のほうにも提案をしていけるようになることが大事なかなというふうに思いました。お答えになっていないかもしれませんが、ありがとうございます。

今成会長

はい。早坂委員、ありがとうございます。

他に委員の方で、どなたかご意見等いかがでしょうかね。はい。大友委員、お願いいたします。

大友委員

はい。好事例を集めるという意味とか、いろんな事例を集めるという意味では、やっぱり相談支援が向き合って真横にるので一番かなと思いました。「サポサポ」の中でも、事例を集めていくというのをやっというところになっていて、「あり方検討会」で事例検討していこうっていうことが、この協議会の中でもっと事例を扱っていこうというところは、市からも言われているんですけども、事例を集められるのは、やっぱり相談支援が具体的に向き合っていけるので。いろんな形で事例は集めていけると思うんですけども、その収集の仕方とか、検討の仕方というのを、まさに検討していく必要がもっとあると思います。

ただやみくもに事例を集めてもというところでは、具体的にイメージするとですね、相談員たちに挙げてもらうにしてもというところと、「サポサポ」の中では恐らく、どういうふうに事例と向き合うかということ、相談員たちにサポートしたりするところの役割もありながら、事例を集めていくということになると思うので。

ちょっと集め方については、検討していかなきゃいけないと思うのと、まさに好事例とか、「こういうアプローチの仕方があったよ」っていうところで、やっぱり「じゃあ、それでもっとやってみようか」という新しいパイプになっていたり、やり方になっていくと思うので、ちょっとそこは具体的に、引き続きみんなで考えていけたらなというふうに思いました。

また、さっき言った「小1の壁」、「高校に入るときの壁」というところとか、いろいろあるんですけども、それこそ権利の問題だと思うんです。重度の障害のある子の親御さんたちは言います、「自分たちは働いちゃいけないのか」と、「正規職員になっちゃいけないのか」と。というのは、放課後等デイサービスとかが19時まで。学童も19時まで預かってくれるところもある。そこは良いんですけど、放課後等デイサービスに預かってもらうまで、放課後等デイサービスの開始が10時からなんです。そうすると、9時にならないと迎えに来てくれない。ギリギリでも9時。ということは、皆さんが出勤するときに、9時に行かないですよね、仕事に。正規職員だったら、

もっと早いんですよね。そこの隙間の受け手が今ないんですよ。

たくさんあります、この事例は。仕事で正規職員に誘われても、あきらめている事例もありますし。障害者さんが考えていただいて、長期休みのときだけ居宅で預かっていただいて、その居宅を使ってということもありますけれど、そのご自宅でお預かりする居宅サービスというの、重度の医療的ケアの子たちは、親御さんがいなくても使ってもいいんだけれど、知的障害の方たちは駄目とか、そういう決まりもあったりして。いわゆる発達障害の子たち、方たちへのサービスの使い方とか、医療的ケアの方へのサービスの基準とかも違ってきていて、みんな何を選んでいいか、何を使えばいいか、本当に分からなくなっています。

毎日ボランティア入れるのとか、ファミサポ入れるのとか、でも絶対不可能だったり、親戚はいるのかといたら、やっぱり家庭は孤立しているので、そこに頼ることはできない。じゃあ誰が安定して、重い障害のある子供たちのお母さんたち、お父さんたちの仕事っていうところを支えていくかというところが、今、全く見えない状態にいます。なので、そこは本当に具体的な、どの市町村でも同じだと思うんですけども、具体的な検討はしていただかなきゃいけないというのは、喫緊の課題だと思っております。以上です。

今成会長

はい。ありがとうございます。

他に委員の皆さんのほうから、ご意見等いかがでしょうか。はい。神保委員、お願いいたします。

神保委員

はい、神保でございます。先ほどですね、私、法律があれば、大半のことはというお話をしたと思いますけれど、今回この部分ですかね、お話を聞いていて、やっぱり法律があれば大分解決できるのになと思ったところがありましたので、幾つか申し上げればと。

例えば、今まさに大友委員から出た話。勤務時間の話ですよ。これは発想の転換で、会社側が変わってしまえば良いという考え方があるわけですよ。福祉の観点からすると、正社員の出勤は9時である。従って9時までというんですかね。9時から10時の間、預かってくれる人がいなければという発想になりがちですが、逆転の発想で会社が10時から、正規社員は出勤できるというふうにすれば、これはある意味解決なわけで、そういった制度はあります。正規の社員であっても、出勤時間はズラせるという制度はあります。ですが、その制度は多分知られていない。そんなもの知らなかったという方は、いっぱいいると思うんですね。

これは、実は法律的な問題として解決することもできる。こういった制度がありま

すよというのをちゃんと広報して、企業側に法律の問題として提示することで解決できるわけで、こういった観点って、やっぱり必要なんだなと私は思います。

それから、個人情報の共有の話が出ました。これも、どうして共有できないのか。私、個別の事例を知っているわけじゃないんですけど、もし個人情報保護法的なものがハードルなのであれば、個人情報保護法には例外を設ける方法はたくさんあるわけで、そういった方法でクリアすることはできるわけです。そのほか、例えば支援するための法人をつくって、そこが個人情報を持ち、全社の各ステージで提供すると。イメージで言えば、その障害がある人を一生に渡って支援をしますという法人を、イメージですけど作りましたと。そこが個人情報を持っていて、人生の各段階ごとに、そこが提供しますというようなやり方をすれば、個人情報保護法との絡みでうまくやっていくことは、多分できます。

ことに、福祉的な問題というんですかね。企業的な問題を、福祉的な観点だけから解決しようとする、限界が恐らくあります。どうしてもマンパワーで、人をつぎ込んで解決しようとする観点になりがちなんですけど、福祉的な問題・権利擁護の問題を法律的な観点から見ようとする、多分、解決策はいっぱい思いつくんですよ。そこをもっとうまく使ってほしいなというのがあります。そこでさっきの、いろんなところに法律家を入れてくれれば、全然違う視点から見ると、意外と解決できるんですよっていうのを、忘れないでほしいなと思いますね。何かあったときには、ぜひですね、福祉の人だけで解決しようとしなくて、1回法律家に聞いてほしいなというのが、私の意見になります。終わります。

今成会長

はい。ありがとうございます。

委員の皆様からいろんな貴重なご意見が出たところで、事務局のほうから何かありましたら、よろしく願いいたします。

事務局

事務局です。早い時間と遅い時間の、「児童発達」とか「放課後デイ」については、これまで一応、市の補助金というのがあって。今までは延長支援加算に紐づけて市の補助金をという制度だったんですけども、2年くらい行って、事業所がそんなに増えないというところがあって、来年度から少し制度を変えて、延長支援加算に紐づけるのではなくて、9時より前の時間帯と、5時よりあとの時間帯を30分以上やれば、そこを対象とする。つまり、早い時間と遅い時間に対応するもの。対応したことを評価するというふうに、制度の変更を予定しております。

ただそれでも事業所の経営の問題なので、それをやったとしても、実際の需要と事業所の人員のスケールメリットとかそういうもので、事業所の枠にはまらない可能性

もありまして、どこまで効果があるか分からないんですけども、市としてもそういう早い時間と遅い時間に、福祉的観点から対応をしようとはしております。

ただ、先ほど神保先生がおっしゃっていただいたように、福祉的観点からの対応では限界がありまして、やはり事業所から言われるのは、「そこをやるには、そんな金じゃ足りない」というか、「結局、人を雇うとき、需要が不確定なときに、そこまでリスクが負えない」とか、そういうようなのが予想されていまして。だから、やはり神保先生のおっしゃったように、そういうほうが近道。企業側の制度とかのほうが近道なのかなと、今、私も聞いて実際に思ったのです。福祉的観点からも、できるだけそういうふう近づけるように、努力はいたしております。以上です。

今成会長

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、大変申し訳ありません。ちょっと時間の関係もございますので、この事案に関しましては以上として次の議題に進みたいと思います。

そうしましたら、続きまして議題2になりますね。「松戸市地域生活支援拠点について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

## 2 議題 (2) 松戸市地域生活支援拠点について (報告)

事務局

はい。事務局よりご説明させていただきます。資料2「松戸市地域生活支援拠点における拠点コーディネーターの配置について」をご覧ください。関連する資料としてA4横の、イラストの載っている図もございます。では資料に沿ってご説明させていただきます。

令和6年度の報酬改定によって、条件を満たした事業所が拠点コーディネーターを配置することによって、新たな加算を請求することが可能となりました。拠点コーディネーターの業務としましては、「地域生活支援拠点におけるネットワークの運営や、機能の充実など、総合調整を図り、情報連携を行うこと」とされています。松戸市でも、この拠点コーディネーターの配置を現在検討しているところです。

拠点コーディネーターの資格要件といたしましては、資料に記載している①から④の事業所であることに加え、地域生活支援拠点の登録事業所であることが条件となっております。単独ですべての条件を満たすことができない場合には、複数の事業所が共同で拠点コーディネーターを配置することも認められています。例えば、A事業所では計画相談と自立生活援助の指定しか受けていないので、地域定着と地域移行の指定を受けているB事業所と連携して、拠点コーディネーターを配置するといったことも認められております。

続きまして、松戸市における拠点コーディネーターの業務内容について説明いたします。緊急一時における、利用者の緊急一時保護後の生活の場を探す。サービスの利用支援などの出口支援や、事前登録者数の拡大。地域生活拠点の登録事業所数を増やすための広報活動。障害福祉サービス未利用者の掘り起こし、及びサービス利用勧奨。松戸市地域生活拠点運営協議会に係る運營業務としております。

続きまして、拠点コーディネーターの配置事業所条件について説明いたします。松戸市では、試験的な導入として現在検討を進めております。そのため、市内の事業所で、先ほどの拠点コーディネーターの資格要件を単独で満たす事業所であることを条件としております。また、拠点コーディネーターを配置する事業所は、1事業所で想定しています。

最後となりますが、今回説明した内容につきましては、現時点での想定案のため、今後変更となる可能性がございます。拠点コーディネーターの配置についての説明は、以上となります。

今成会長

はい。ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、意見交換に入りたいと思います。事前質問として一つ、星野委員より質問をいただいておりますので、まずは事前質問のナンバー3につきまして、星野委員よりご質問の内容のご説明をお願いいたします。

星野委員

はい、ありがとうございます。書かせていただいたとおりで、分かりやすく回答も記載していただいたので、十分だと思います。追加でお伺いしたいのは、この事業、制度の、手挙げの用途は、どのような形なのでしょう。感触等を教えていただければと思います。実際に、こういうものを果たしうるポテンシャルがある事業所として、どのような用途がついていらっしゃるかということだと思います。

今成会長

はい。追加のご質問もありがとうございます。事務局からいかがでしょうか。

事務局

事務局より回答させていただきます。今のところ一つの事業所様から拠点コーディネーター業務に興味があるというお話はいただいております。検討を進めているところでございます。今後どういう展開になるかは未定ですが、拠点コーディネーターの配置については、引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

今成会長

星野委員、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

他に委員の皆様から、当日のご質問、ご意見を受けつけたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

すいません、私のほうから一つ。仮に、今回は単独の事業所に、試験的にといたしますかね、試行的に1事業所で運営を予定しているという案ということですが、仮に複数の事業所が相互に連携して運営していくというようなスタイルを取り入れる場合の具体的なイメージをご説明していただけると。具体的にどんなふうにか、複数の事業所が相互に連携していくのかなとちょっと思ったんですけれども。このへんのご説明、よろしければ事務局のほうから、お願いできますでしょうか。

事務局

はい。事務局より回答させていただきます。拠点コーディネーターの資格要件で言いますと、「計画相談」と「生活援助」しか持っていない事業所と、「地域移行」、「地域定着」しか持っていない事業所が、共同で拠点コーディネーターを配置する。そして配置後の運営を2事業所で行うということで、相互の連携という形を今のところは想定しております。このような回答でよろしいでしょうか。

今成会長

はい、ありがとうございます。お互い、ないところを補い合うみたいなことですかね。はい、承知しました。ありがとうございます。

他に皆様のほうから、ご質問等いかがでしょうか。はい。星野委員、お願いいたします。

星野委員

今の議論は、とても大事だと思うんですけれども。補うだとか、ここもすき間なのか。要するに、この①～④までの業務内容を、例えば②だけですとか、そういう人はあまりいないと思うんですよね。複数のものを、一緒に支援を必要とするということだと思いますので、「この課題はB事業所で、この課題はC事業所ですよ」とささやいてあげるような、主たる事業所みたいなものをある程度ちゃんと明瞭にしておかないと、結局たらい回しになったりだとか、B事業所ができないものに関しては、何も支援が始まらないということになりかねないと思いますので。将来的に、まずはこの単独で始めて、経験を蓄積しながら、でもそれだけだと手挙げする事業所が少ないと思いますので、将来的に連携型みたいのを見つければ、連携型の主たるということを見つけながら展開していくという形がいいと思いました。以上です。

今成会長

はい。ご意見ありがとうございます。ほかに、どなたかいかがでしょうか。

加瀬委員

つくし特別支援学校 加瀬です。意見というか、すいません、私もちょっと不勉強なので。拠点コーディネーター配置についてというところで、今までの色々なお話を総括して伺っていると、やはりこの地区の課題というのが前提にあって、制度を整えていくというところで話をしているのかなと思っているんです。色々な、先ほどの「切れ目」の話なども踏まえると、だれがバトンゾーンで、だれが伴走していくのかという話ともつながると思うんですけれど、やはり根底には相談支援事業所だったり、相談支援員の不足というところが一番課題としてはあって、相談支援の方というのは、障害のある方を支える、地域の中での生活を支える大きなキーパーソンになっている方だなと思っています。学校もそこと連携をしていくことに意味を感じていますし、現時点でもすごく助かっています。

では、そういう課題が、足りないという課題がある中で、マンパワーによって解決できないところを、制度や仕組みで埋めていくということが大事なのかなと思うので、このコーディネーターを配置するということが、良いことだかなと思うんですけれども、配置してどう活用して、どこで誰が、どうつながっていくのかというところまでのビジョン、図が見えてくると、さらにこれが使いやすいものになると思います。

まずは、立ち上げるのは大事だと思うんですけれども、立ち上げたところで、じゃあこれはどういうものなのかというところが明確に示されていくと、さらに良いものとなって、根底にある課題の解決というところにつながっていくのかなと思うので、ぜひ先ほど事例を挙げながら、どんなことが課題になっているのか、さらに部会のほうでそれぞれ掘り起こしをしてくださるというお話もありましたが、そんなことも受けながら、より良いものになるように考えていただくと良いのかなというのと。その青写真のようなものが示されていくと、連携する機関も分かりやすくなるのかなと感じました。すいません。意見というより、感想と要望になります。失礼します。

今成会長

はい。加瀬委員、ありがとうございます。そういうことをビジョンも含めて、課題も含めて、具体的に明確にしていくための、恐らく試験運用というのですかね。試行運用だと思いますので。ぜひ、また市としての取り組みの成果というのですかね、進捗状況も含めてお示しいただくとありがたいかなあと思います。

そうしましたら、ちょっとお時間の関係もございますので、次の議題にまいりたいと思います。続きまして、議題（3）「株式会社恵について」。事務局より、ご説明をお願いいたします。

## 2 議題 (3) 株式会社恵について (報告)

事務局

はい。「株式会社恵について」ということで、資料3の1と、3の2。皆さん、もう御存じかとは思いますが、今、国から発表されている資料についてご提示させていただきました。

資料3の1のほうでは、恵の運営する障害者グループホームの一括承継についてということで、事業所の承継先として株式会社ビオネストになりましたという報告がきています。今のところ承継完了は令和7年1月末というところで、明日の予定にはなっていますけれども、今、現状ではそこら辺が遅れているようで、市のほうにも、正式にいつ承継されるというのはまだ連絡がきていないような状況にはなっております。

もう一つ。資料3の2のほうでは、ことの発端となりました食糧費の過大徴収について、行政処分のほうを出しましたよということで、国が通知しているものになりますので、お目通しいただければいいのかなと思っております。

引き続き、株式会社恵につきましては、市のほうとしても、利用者さんを含め、職員さんを含め、支援が必要な部分のところは協力していければなと思って、定期訪問等はしておりますので、またこちらの会議でも、そういった情報を共有できればと思っていますところでは。

追加としまして、令和7年1月23日に事業承継が令和7年3月づけに変わったと、国からも出ておりますので、そこも順次3月1日で指定がされていくのかなと思うんですが、引き続き状況は確認してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

今成会長

はい、ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、意見交換に入りたいと思います。まず、事前質問を1件いただいております。

まずは事前質問ナンバー4につきまして、菊田委員より質問内容のご説明をお願いいたします。

菊田委員

はい、菊田です。質問の内容に関しましては書いてあるとおりになんですけれども、きょう机の上にこの書類が置いてあって、会議が始まる前に回答のほうも読ませていただきましたが、この回答を拝見する限りでは、「松戸市では、日中サービス支援型のグループホームは希望の見込量と比較し、現在の整備見込量において、新たな利用希望者への対応はできるものと考えています」と書かれていますが、私がここから読み取ったのは、「日中サービス支援型グループホームは充足されている」というふうな回答

になるのかなというふうに感じました。

当事者としては、とてもそれは足りているという実感は全くありませんので、その乖離はどこから来るのかなというのが、ちょっと私の中では疑問だったんですけれども、この辺のことを、現状をどのようにお考えなのか、行政のご意見をお伺いできればと思います。

今成会長

はい。菊田委員、ありがとうございます。ただいまの菊田委員からのご意見・ご質問に関しまして、事務局のほうからご回答いかがでしょうか。

事務局

はい、事務局です。ご質問ありがとうございました。

重度障害者の受け皿についてという観点でのご質問だったかと思いますが、計画策定の中でどのような議論があったのか、なぜこういった数値になったかというところからご説明させていただきます。まず、計画策定のタイミングで、在宅の重度障害者の方を対象といたしまして、今回の計画期間、令和6年から令和8年の3年間の間で、グループホーム等に移行する意思がある方を調査致しました。

併せて施設入居者についても、地域移行する割合を国の指針に基づいて指標値を定めておりまして、それらの数値を合計すると、3年間で約20名の方が移行する意思があると結論づけているところでございます。

現在、日中サービス支援型のグループホームは、年に2棟ほど立ち上がっている状況が続いておりますので、これらの数値を鑑みたくて、この3年間においては、20名の増加分については対応できるのではないかと、数値の根拠的なお話になります。

そのうえで、菊田委員からもお話があったとおり、私どももやはり政策を打ち出すに当たって、定量的な調査というものを勿論行っていくわけですが、実態と乖離があるという意見は、もちろん現場側としてはあることなのかなと感じているところでございます。

こちらはまた、先延ばしの回答にはなってしまうのですが、今年の夏に、障害者の方5,000名を対象としたアンケート調査、また関連する事業所、こちらは市内全事業所を対象といたしまして、アンケート調査を行う予定でございます。

出来る限りこの乖離を埋められるような形で、計画の会議内でも議論を進めてまいりたいとは考えておりますので、引き続きご協力いただければと思います。以上です。

今成会長

はい、ありがとうございます。菊田委員、いかがでしょうか。

菊田委員

はい。継続的にアンケート等実施していただけるのは、大変ありがたいと思っております。ありがとうございます。

ちょっと追加での質問になってしまうんですが、株式会社恵の中で、一応譲渡は決まりました。で、現在入所されている方で、行き先がなくて困っているとか、移行がうまくいなくて困っているとかという方はいらっしゃるのでしょうか。現状の把握について、教えていただければと思います。

今成会長

はい。菊田委員のほうから、追加の質問がございました。事務局のほうから、ご回答をお願いできますでしょうか。

事務局

はい。市内、市外の株式会社恵系列のグループホームに入居されている方が15名いらっしゃったんですけれども、そのうち市内、市外を含めて4名の方は、他のグループホームに移ることができて、その後のグループホームにも訪問に行きまして、生活が落ち着いて、最初は不安定だったりする方もいらっしゃったんですが落ち着いているという方もいらっしゃいました。

グループホームに残られる方で、やはり職員さんたちの退職だったり、新たな雇用だったり、生活がちょっと不安になる方もいらっしゃったり、危ないかなという状況のときもあつたりしたので、そのときは計画相談員さんに「ちょっと早目に動いてください」というふうにお伝えしつつ、皆さん体験を行かれたり、見学を行かれたりはしているんですけれども、やはりなかなか重度の強度行動障害の方たちが多くて、受け入れ先に結びつかないという状況もあつたりもしました。なのでそこら辺は、近況を計画相談員さんだったり、施設の方だったりと密に連絡を取りながら、ご本人様の様子を確認して、今、継続しているという状況になります。以上です。

今成会長

はい、ありがとうございます。菊田委員、いかがですか。

菊田委員

ありがとうございました。

今成会長

はい。よろしいですかね。星野委員、お願いいたします。

星野委員

はい、ありがとうございます。これ、第1回の会議で申し上げまして、「この事業所への問題に対して、引き続きこの会議体でフォローしていく必要がある」ということを申し上げまして、それに応じてこの資料3を設けていただいたと思います。ありがとうございます。なので、もちろんこの市だったり、この会議体でこの該当事業所に対して処分をどうこうするとか、そういった権限もないですし、私としてもそういうことをしたいわけではないわけですので、この事例を教訓としながら、どんなことが、この申請のときだとか、受理するときだとかにできうるのかということも学ぶ、そんな機会にできればと思います。結果的に、市として、この会議体として、できることをするしかないわけだと思います。

その中で、定期的にこの施設を訪問していただいたりだとか、移行した方を定期的に見ていただいていること。これはもう、すごく感謝したいと思います。で、お伺いしたいのは、施設を訪問した結果であるとか、個人情報等を排した上でお聞かせいただければと思うんですけども、現在訪問した結果、この該当市内の施設に関しては、問題がないという理解でよろしいでしょうか。例えばですけども、この方々の食事であるとか、そういったものは現認されているのでしょうか。いかがでしょうか。

今成会長

はい、お願いします。

事務局

支援者さんの配置状況だとか、あと入浴の状況だとか、ご本人のお顔の血色だとか、そういったところも全部確認させていただいて、かつ、お昼どきにも訪問させていただいて、お食事の様子も見させていただいております。それで気になるところとかといったところの部分については、県のほうにも情報共有をしたり、あとは計画相談員さんのほうにも、どうかなというのを聞いたりとかというのは、やっているような形ではあります。以上です。

今成会長

はい。星野委員、いかがですか。

星野委員

そういったことは県ができないことだと思います。市ができることだし、市がやるべきことを適切にやっていただいていると思います。引き続きウォッチしていただいて、この会議体でご報告いただければと思います。ありがとうございます。

今成会長

はい、ありがとうございます。

お時間も迫ってまいりましたが、もう一方ぐらい。はい。菊田委員、お願いいたします。

菊田委員

はい。自立支援協議会の中でも、私も委員をさせていただいているんですが、日中サービス支援型のグループホームに関して評価する会があるかと思うんですけども。その質問項目であったり、今回のことを踏まえた反省点として、あちらの評価部会のフォーマットであったり聞き方をもう一度ブラッシュアップみたいなことは必要なのではないかなと思います。私も一委員として、何を見ていたんだということを言われると、本当にもう利用していた方々には顔が立たないというか、申し訳ないなという思いがすごく強いので。正常に機能する会であってほしいなと思うので、そこはぜひ一緒につくっていったらいいかなと思います。よろしくをお願いします。

今成会長

はい。本当にそうですね。確かに評価委員のほうの質問事項なり、評価の仕方の見直しというのは本当に重要かと思えます。これはぜひ事務局のほうと、あとは評価委員の皆様の方でご検討いただきたいなと思っておりますので、お願いいたします。

そうしましたら、ほかにどうしてもという方がいらっしゃれば、どうぞとは思いますが、よろしいですかね。はい、ありがとうございます。そうしましたら、本日の議事のほうは以上となります。

### 3 その他

今成会長

最後に、「その他」に移ります。

私から建議書の作成につきまして、提案をさせていただきます。令和6年4月1日付けをもって、松戸市長から本協議会あてに諮問書の提出を受け、皆様のご協力のもと調査審議してまいりましたが、本日ご報告いただきました内容も反映したうえで、建議書を作成し、松戸市長あてに提出することになります。しかしながら、お時間の関係上、この場で皆様と建議書の内容を詳細に検討することは難しいものと思われま。つきましては、年度内に委員の皆様へ建議書案をお示しし、協議会としての合意形成を図った後に、市長あてに提出させていただきたいと考えております。

この流れで手続きを進めさせていただくことでよろしいかどうか、皆様にお困りをしたいのですけれども、皆様、ご異論ありますでしょうか。

はい、ありがとうございます。異議なしということで承りました。それでは皆様からご了承いただきましたので、建議書につきましては、そのような形で進めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

では最後に、ほかに皆様から何か「その他」でございますでしょうか。

早坂委員、お願いいたします。

#### 早坂委員

すいません、情報提供なんですけれども。県のほうの令和7年の予算案が出てきている中で、市立幼稚園の医療的ケア看護師配置事業といったようなもので、市立幼稚園で看護師さんを雇ってくれて、医療ケアの方を受け入れるといったようなことに予算がつきそうです。でも、こういうことって、福祉のほうには情報が入るんですけど、実際、幼稚園のほうにちゃんと情報が行ったり、どうやって運用すればいいのかなということがわからないことは多いので。知ったところが上手に使うという事例がすごく多いと思うので、ぜひこの辺をうまく働きかけをしていただいて、先ほど医療ケアの問題は出ていたので、有効に使えたらいいかなと思ったりします。

それから、先ほど送迎の話も出ていたんですけれども、これも令和6年から特別支援教育課のほうの事業として、「通学にかかる保護者の支援事業モデル」というので予算がついています。この対象校に、松戸特別支援学校は入っています。ですので、こういうところに子ども部会もまたアンテナをきちんと張って、これがどんなふうにかかされて、このモデル事業は、3年ぐらいやったら外すのか、それとも継続になるのかというのがすごく大事な事業だと思っていますので、そういったことも共有してけると良いし、市のほうもぜひ情報をいただいたり、働きかけたりしていただければいいのかなというふうに思います。情報提供です。よろしくお願いいたします。

#### 今成会長

はい、ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の議事は以上で終了とし、進行を事務局にお戻ししたいと思います。ありがとうございます。

#### 事務局

はい。委員の皆様、ありがとうございました。最後に、連絡事項を2点伝えさせていただきます。

1点目は、次回、協議会日程でございます。次回は、令和7年8月ごろの開催を予定しております。詳細な日程につきましては、本年4月ごろをめどに、皆様に案内させていただきます。予定でございます。

2点目として、本日の駐車場のご利用についてでございます。市役所の駐車場をご

利用の方は、駐車券の処理をいたしますので、お帰りの際に事務局までお申しつけください。

以上を持ちまして、令和6年度第2回松戸市地域自立支援協議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、長時間に渡りご出席いただき、ありがとうございました。